

閲覧用

令和 7 年 8 月 25 日

第 8 回大河原町農業委員会総会議事録

大河原町農業委員会

令和 7 年 第 8 回 農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和 7 年 8 月 25 日（月曜日）午前 10 時 00 分から

2. 開催場所 大河原町役場 3 階 大会議室

3. 出欠状況

○出席委員（農業委員 9 名・農地利用最適化推進委員 6 名 合計 15 名）

農業委員 1 大 宮 孝 則

農業委員 2 角 田 真由美

農業委員 3 鎌 田 美智雄

農業委員 4 菅 野 正 信

農業委員 5 佐 藤 富 男

農業委員 6 庄 司 貞 良

農業委員 7 鈴 木 勉

農業委員 8 松 井 誠 子

農業委員 9 長 山 清 市

推進委員 1 小笠原 良 一

推進委員 2 加 藤 照 男

推進委員 3 鈴 木 利 弘

推進委員 4 高 橋 卓 也

推進委員 5 長 山 務

推進委員 6 長 山 恵

○欠席委員 なし

○事務局出席者

事務局長

高 橋 正 志

事務局次長 佐 藤 義 則

事務局係長

半 澤 壮 都

事務局主事 阿 部 智 也

中間管理事業マネージャー 大 宮 廣 昭

4. 議事日程

○日程第 1 会議録署名委員の指名

○日程第 2 会期決定

○日程第 3 議事

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を求める件

第 2 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を付し知事に進達する件

第 3 号議案 農地中間管理事業の推進に係る法律第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積等促進計画（利用権設定）の作成に対し、適否の意見を付し農地中間管理機構に進達する件

○日程第 4 報告

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく小作地の合意解約通知について

5. 会議概要

午前9時50分 開会

○事務局長 はい、皆さんおはようございます。（「おはようございます。」の声あり。）

皆さんお揃い様ですので、定例総会を開催したいと思います。先日の視察研修はお疲れ様でございました。いい勉強になったと思いますので、今後の活動の方に活かして頂ければと思います。では開会の前に携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにするか電源を切る様にして頂ければと思います。

それでは只今から令和7年第8回大河原町農業委員会定例総会を開催致します。農業委員会会議規則第6条及び第10条の規定に基づきまして、定例総会の開会と議長を長山清市会長にお願いしたいと思います。では会長よろしく申し上げます。

○会 長 はい、皆さんおはようございます。（「おはようございます。」の声あり。）

この前の視察研修大変ご苦勞様でございました。若干都合で視察研修に参加出来なかった3名の方には忙しかったかなと思いますけど、私なりに視察研修について北海道岩見沢のスマート農業についてです。講師の先生が大変素晴らしい研修で、午後の研修だにご飯を食べた後なので眠くなる時間ですが、誰一人居眠りをする事もなく、熱心に聞き入ってくれた事に対して、私は食べると直ぐ眠くなりますけど、眠くなる暇がありませんでした。本当に素晴らしい講演だったなと思っています。

それからここ数日前に米の値段の方も概算金の方で、宮城の概算金が28,000円という大変素晴らしい概算金が表示されました。私もそれを見て大変うれしく思っていますが、色々考えると複雑で大変だなと思っていますけど、我々生産者にしたら大変良い話しだなと思っています。

それと昨日・一昨日とずっと暑く、昨日も作業をしていたら熱中症で倒れたって話を聞いているので、一つ皆さんもこれからまだまだ大変だと思いますけれども、体の方には十分注意してやって頂きたいと思います。

あと私事ですけど、初稲刈りをしました。大変手応えの方は十分で、4反分ですけど、刈り取りをして「これで新米が食べられるな。」と思っている所でございます。

それでは早速ですが議事に入りたいと思います。よろしく申し上げます。

○議 長 本日は全員出席でございますので、農業委員会に関する法律第27条第3項の規定を満たしておりますので、この総会は成立している事をまずご報告致します。

それでは日程第1「会議録署名委員の指名」でございしますが、大河原町農業委員会規則第31条の第3項に基づきまして、3番委員の鎌田美智雄さんと4番の菅野正信さんをお願い致します。よろしく申し上げます。

次に日程第2「会期の決定」でございしますが、会期の決定は本日1日でよろしいでしょうか？お諮り致します。（「はい。」の声あり。）

はい、ありがとうございます。異議なしという事で、本日1日と決定させていただきます。

それから日程第3「議事」に入ります。本日の議事は議案が第1号から第3号。そして報告事項及び協議事項となっておりますので、よろしくお願い致します。まず第1号議案「農地法第3条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を求めるものとする。」進行番号1を上程します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい。第1号議案「農地法第3条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を求めるものとする。」進行番号1・金ヶ瀬地区。申請地と致しまして、堤字北岸。地目が台帳及び現況が畑。面積が574㎡。理由と致しまして、賃貸人相手方要望により賃貸する。賃借人当該土地を借り受け、農業用ハウスで野菜の栽培を行い、農業経営の充実を図る。権利の設定又は移転の別と致しまして賃借権設定です。対価総額又は賃借料と致しまして3万円、10アール当たり52,264円です。移転時期又は契約期間と致しまして、令和7年8月30日から令和12年7月31日です。譲受人の農業経営状況と致しまして、総会資料記載のとおりです。以上です。

○議長 はい、ありがとうございました。ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして担当委員の説明をお願い致します。はい、長山委員。

○長山 務委員 はい。1、権利を取得しようとするものの農業経営状況について。譲受人は事務局説明の通りの農地を経営しており、耕作に必要な農機具等も備え何ら問題はありません。2、作目、取得面積等からみて当該農地を効率的に利用できるか。また周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがあるか。作目は野菜で、取得面積等から見て当該農地を効率的に利用できる範囲と思います。また周辺に支障はないと思います。3、農業生産法人以外の法人か否か、またその場合法的要件を満たすか。また信託の引き受けによる権利の取得か否か。譲受人は個人経営なので該当はしません。また信託の引き受けによる権利の取得ではありません。4、意見について。前から既に借りている土地で、現状と変わらず特に問題はないと思いますので、ご審議の方よろしくお願い致します。

○議長 はい、ありがとうございました。ただいま担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑のある方は、挙手をお願い致します。はい、菅野委員。

○菅野正信委員 はい、畑作をやるのにトラクターとか耕耘機はないのですか？

○議長 はい、長山委員。

○長山 務委員 親が直ぐ裏で、持っています。

○議長 すいません。お父さんが持っているので、そうやってくれる。

○長山 務委員 家の隣というか裏なので。

○菅野正信委員 はい、分かりました。

○議長 はい、他にございませんか？（「なし。」の声あり。）

はい、ない様ですのでこれから採決を致します。第1号議案・進行番号1について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。はい、ありがとうございました。

続きまして第2号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を付し知事に進達する件」でございます。進行番号1を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい。第2号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を付し知事に進達する件」進行番号1・東部地区。申請地と致しまして、大谷字戸ノ内前。地

目が台帳及び現況が畑。面積が 117 m²です。理由と致しまして、譲渡人相手方要望により売り渡す。譲受人当該土地を譲り受け、駐車場として利用する。権利設定又は移転の別と致しまして所有権移転。転用目的の施設概要と致しまして駐車場 7 台です。工事時期と致しまして、令和 7 年 5 月 30 日から令和 7 年 11 月 30 日。農地区分は第 3 種農地です。以上です。

○議長 長 はい、ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして担当委員の説明をお願い致します。はい、長山委員。

○長山 恵委員 はい。1、土地の流失または崩壊、その他の災害を発生させる恐れがあるか。場所は西原集会所南側の住宅地であり、平坦な場所のため何ら問題はないと思います。2、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはあるか。農業用排水も関係がなく、問題はないと思います。3、その他の理由で周辺農地に係わる営農条件に支障を及ぼす恐れがあるか。周辺に田畑はありませんので、影響はないと思います。4、その他、土地改良区、埋蔵文化財、開発行為に該当するか。全て該当なしです。5、意見について。特に問題個所はないと思われるので、ご審議方よろしく申し上げます。

○議長 長 はい、ありがとうございました。ただいま担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑のある方は挙手でお願い致します。はい、鎌田委員。

○鎌田美智雄委員 隣の土地が一体利用計画地となっていますけど、今どうなっているのですか？何か建っているのですか？

○議長 長 はい、事務局お願いします。

○事務局係長 はい。今は建っていない様で、ここと併せて駐車場 7 台を止める予定になっております。

○議長 長 鎌田委員さんそういう事でございますので、いいですか？

○鎌田美智雄委員 はい、いいです。

○議長 長 はい、あとはございませんか？（「ありません。」の声あり。）

ない様ですので、第 2 号議案の進行番号 1 について、賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、ありがとうございました。全員賛成という事で許可相当と致します。はい、角田委員。

○角田真由美委員 すいません。第 1 号議案の進行番号 1 みたいに、もうちょっと小さくしてもらって、大体どの辺にあるか分かる様にしてもらえると、位置図あんまり大きいと

○議長 長 あんまりでっかいとね。

○事務局係長 確かに。1000 分の 1 とか。

○角田真由美委員 周りが見えなくて、すいません、お願いします。

○事務局主事 申し訳ないです。もう少し小さくします。

○議長 長 事務局の方で今度一つ、その辺気配りをお願い致します。

続きまして進行番号 2 を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい、進行番号 2・西部地区。申請地と致しまして、字町。地目台帳が宅地、現況が畑。面積が 231.72 m²。理由と致しまして、譲渡人相手方要望により売り渡す。譲受人当該土地を譲受け、居宅を建築し永住する。権利設定又は移転の別と致しまして所有権移転。転用目的の施設概要と致しまして居宅 1 棟 51.76 m²、駐車場 2 台。工事時期と致しまして、令和 7 年 5 月 30 日から令和 7 年 11 月 30 日。農地区分が第 3 種農地です。以上です。

○議長 はい、ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして担当委員の説明をお願い致します。はい、加藤委員。

○加藤照男委員 はい。1、土地の流失または崩壊、その他の災害を発生させる恐れがあるか。場所は大河原小学校北東の食堂さくらやの交差点近くの住宅地であり、道路と宅地に囲まれた平坦な土地ですので、何ら問題はないと思います。2、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはあるか。農業用排水も関係はなく、問題はないと思います。3、その他の理由で周辺農地に係わる営農条件に支障を及ぼす恐れがあるか。隣接地は道路と宅地なので、問題はないと思います。4、その他、土地改良区、埋蔵文化財、開発行為に該当するか。いずれにも該当しません。5、意見について。特に問題はないと思います。皆様のご審議方よろしくお願い致します。以上です。

○議長 はい、ありがとうございます。ただいま担当委員の説明が終わりました。質疑のある方は挙手をお願い致します。ございませんか？（「ありません。」の声あり。）

はい。ありませんという事で、第2号議案・進行番号2について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、ありがとうございます。全員賛成という事で許可相当と致します。ありがとうございます。

次に第3号議案「農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第1項による農用地利用集積等促進計画（利用権設定）の作成に対し、適否の意見を付し農地中間管理機構に進達する件」でございます。進行番号1を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい。第3号議案「農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第1項による農用地利用集積等促進計画（利用権設定）の作成に対し、適否の意見を付し農地中間管理機構に進達する件」進行番号1・西部地区。利用権設定をする土地と致しまして、字西。地目が台帳及び現況が田。面積が1,024㎡です。その外3筆ございまして、計田4筆、面積が4,096㎡。利用権設定の内容と致しまして利用権の種類、賃借権設定。内容が水田利活用。借賃（反当）支払方法、金納反当10,000円、手数料1%。宮城県農地中間管理機構は毎年11月25日までに、賃貸人指定口座に手数料を差し引き振り込む。賃借人は毎年11月10日までに、手数料を加えて支払う。存続期間が令和7年11月1日から令和17年10月31日までの10年間。利用権の設定を受ける者の経営状況と致しまして、総会資料記載のとおりです。また、再設定案件となります。以上です。

○議長 はい、ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして担当委員の説明をお願い致します。はい、鈴木委員。

○鈴木利弘委員 はい。1、譲り受け人は必要な農作業に常時従事できるか。譲受人は事務局説明の通りの農地を経営しており、耕作に必要な農機具等も備えていることから、常時従事する事には問題はないと思います。2、作目、取得面積等からみて当該農地を効率的に利用できるか。必要な農作業に常時従事できるか。また、周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがあるか。作目は稲作で、取得面積等から見て当該農地を効率的に利用できる範囲だと思います。また周辺にはほ場が整備されている地区もありますが、一般的な稲作を行うという事なので、特に支障はないと思います。3、意見について。以上の要件から、今回の推進計画案は地域計画の達成に資すると考えられますので、皆様のご審議方よろしく申し上げます。以上です。

- 議長 長 はい、ありがとうございました。ただいま担当委員の説明が終わりました。質疑のある方は挙手をお願いします。ございませんか？（「ありません。」の声あり。）
- はい。ありませんという事で、第3号議案・進行番号1について許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）
- はい、全員賛成という事で許可相当と致します。大変ありがとうございます。
- 次に賃借人が同じため進行番号2から進行番号33まで、関連のある事項でございますので一括して上程致します。事務局説明お願い致します。
- 事務局主事 はい。進行番号2から33につきまして、再設定になります。説明については、事前に議案書をお配りしているので、省略させていただきます。また報告第1号の「農地法第18条第6項の規定に基づく小作地の合意解約について」進行番号1から4も関連ある報告事項となっていますので、こちらも併せて省略させていただきます。以上です。
- 議長 長 はい、ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりまして。続きまして担当委員の説明お願い致します。はい、鈴木委員。
- 鈴木利弘委員 はい。1、譲り受け人は必要な農作業に常時従事できるか。譲受人は、事務局説明の通りの農地を経営しており、耕作に必要な農機具等も備えている事から、常時従事する事については問題ないと思います。2、作目、取得面積等からみて当該農地を効率的に利用できるか。必要な農作業に常時従事できるか。また、周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがあるか。作目は麦・大豆で、面積等から見て当該農地を効率的に利用できる範囲と思います。また周辺にはほ場が整備されている地区もありますが、麦・大豆を行うという事なので、特に支障はないと思います。3、意見について。以上の要件から今回の推進計画案は、地域計画達成に資すると考えますので、皆様のご審議方よろしくお願い致します。以上です。
- 議長 長 はい、どうもありがとうございます。ただいま担当委員の方から説明がありました様に、進行番号2から33について質疑のある方は挙手をお願い致します。ないですか？再設定ですけど。（「ありません。」の声あり。）
- ではこれから採決を致します。再設定ですので一括して採決を致します。第3号議案・進行番号2から進行番号33について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）
- はい、大変ありがとうございます。全員賛成ですので許可相当と致します。
- はい、以上を持ちまして本日の案件は全て終了しました。ありがとうございました。
- 事務局長 はい、会長ありがとうございます。それでは最後に閉会の挨拶を庄司会長職務代理者よりお願い致します。
- 会長職務代理者 はい、今日はご苦勞様でございました。会議を終わります。
- （「お疲れ様でした。」の声あり。）

午前10時20分 閉会

令和7年8月25日の会議録署名委員

議 長

長 山 清 市



印

署名委員（3番委員）

鎌 田 美智雄



印

署名委員（4番委員）

菅 野 正 信



令和7年8月 第8回農業委員会定例総会 議事録（作成者：事務局）